

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

健康福祉部保険年金課

1 改正の趣旨

令和8年度税制改正に伴い国民健康保険法施行令が改正されたことに基づき、本条例を改正する必要があるため。

また、「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）に基づき、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度について、医療保険から保険料とあわせて徴収することとなり料率の設定等が必要であるため。

2 令和8年度税制改正にあわせた改正について

(1) 改正理由

令和7年12月26日（金）に閣議決定された「令和8年度税制改正大綱」において、賦課限度額及び軽減判定所得基準額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、本条例においても所要の改正が必要となったため。

(2) 賦課限度額の見直し

ア 改正の趣旨

中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設定を可能とするため。

イ 改正内容

現在の賦課限度額は、基礎賦課分66万円、後期高齢者支援金分26万円、介護納付金分17万円であるが、基礎賦課分を1万円引き上げ、67万円とする。（後期高齢者支援金分、介護納付金分については据え置き。）（第17条関係）

	現 行	改正(案)
基礎賦課分	66万円	<u>67万円</u>
後期高齢者 支援金分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分 (新設) ※詳細は後述	—	3万円
合 計	109万円	<u>113万円</u>

ウ 施行期日

令和8年4月1日

(3) 軽減判定所得基準額の見直し

ア 改正の趣旨

物価上昇の影響で応益割（均等割・平等割）軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乗じる額が見直されるため。

イ 改正内容

国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る判定所得基準額について、現在は、7割軽減43万円、5割軽減43万円+30万5千円×世帯人数、2割軽減43万円+56万円×世帯人数であるが、世帯人数に乗じる額を、5割軽減は5千円引き上げて、43万円+31万円×世帯人数、2割軽減は1万円引き上げて、43万円+57万円×世帯人数とする。（第35条関係）

	現行	改正後
7割軽減 基準額	基礎控除額（43万円） <u>+10万円× （給与所得者等の数-1）（※1）</u>	現行と同様
5割軽減 基準額	基礎控除額（43万円）+ 30.5万円 ×（被保険者数※2） <u>+10万円× （給与所得者等の数-1）（※1）</u>	基礎控除額（43万円）+ 31万円 ×（被保険者数※2） <u>+10万円× （給与所得者等の数-1）（※1）</u>
2割軽減 基準額	基礎控除額（43万円）+ 56万円 ×（被保険者数※2） <u>+10万円× （給与所得者等の数-1）（※1）</u>	基礎控除額（43万円）+ 57万円 × （被保険者数※2） <u>+10万円×（給 与所得者等の数-1）（※1）</u>

※1 二重下線部分は、給与所得者等（一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者）が2人以上の場合のみ。

※2 特定同一世帯所属者を含む。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

3 子ども・子育て支援金制度創設に伴う国民健康保険料の見直し（新設）

(1) 改正理由

子ども子育て支援法に基づく事業の財源を医療保険から徴収することとなり、料率等の設定が必要となったため

(2) 改正内容

	料率等	備 考
所得割率	0.74%	所得に対して賦課するもの
均等割額	1,067円	加入者一人あたりに賦課するもの (18歳未満被保険者は全額軽減)
平等割額	727円	世帯ごとに賦課するもの
18歳以上 均等割額	125円	18歳未満被保険者の軽減分を、18歳以上の被保険者に賦課するもの

※18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）

・賦課限度額 3万円

(3) 施行期日

令和8年4月1日

4 今後の予定

令和8年2月10日

令和8年2月

全員協議会

2月定例議会 議案提出予定